

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月12日

【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ

【英訳名】 GNI Group Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

【電話番号】 03(6214)3600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

【電話番号】 03(6214)3600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 1,223,950,000円
(第43回新株予約権)
その他の者に対する割当 24,029,250円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,063,654,250円
(第44回新株予約権)
その他の者に対する割当 12,930,750円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,256,255,750円
(注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しません。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月11日提出の有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行新株予約権証券(第43回新株予約権)

(2) 新株予約権の内容等

5 新規発行新株予約権証券(第44回新株予約権)

(2) 新株予約権の内容等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行新株予約権証券(第43回新株予約権)】

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019年6月28日、同年12月28日、2020年6月28日、2021年6月28日、2022年6月28日及び2022年12月28日(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第43回新株予約権)」において、個別に又は総称して「修正日」という。)の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下、第43回新株予約権を保有する者及び第44回新株予約権を保有する者を個別に又は総称して「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i)当該修正日に先立つ10連続取引日において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。</p> <p>(2) 上記第(1)号に関わらず、行使価額は、2020年12月28日及び2021年12月28日の各日を効力発生日として、同日以降、(i)当該効力発生日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。</p> <p>(3) 本項の他の規定に関わらず、上記第(1)号又は第(2)号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：当初1,943円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されることがあり、以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第43回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株(2018年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は3.89%)、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,020,075,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。</p>
---	--

(後略)

<訂正後>

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019年6月28日、同年12月28日、2020年6月28日、2021年6月28日、2022年6月28日及び2022年12月28日(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第43回新株予約権)」において、個別に又は総称して「修正日」という。)の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下、第43回新株予約権を保有する者及び第44回新株予約権を保有する者を個別に又は総称して「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i)当該修正日に先立つ10連続取引日において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。</p> <p>(2) 上記第(1)号に関わらず、行使価額は、2020年12月28日及び2021年12月28日の各日を効力発生日として、同日以降、(i)当該効力発生日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。</p> <p>(3) 本項の他の規定に関わらず、上記第(1)号又は第(2)号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：当初1,943円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されることがあり、以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第43回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株(2018年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は3.89%)、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,044,104,250円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。</p>
---	--

(後略)

5【新規発行新株予約権証券(第44回新株予約権)】

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019年6月28日、同年12月28日、2020年6月28日、2021年6月28日、2022年6月28日及び2022年12月28日(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第44回新株予約権)」において、個別に又は総称して「修正日」という。)の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i)当該修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。</p> <p>(2) 上記第(1)号に関わらず、行使価額は、2020年12月28日及び2021年12月28日の各日を効力発生日として、同日以降、(i)当該効力発生日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。</p> <p>(3) 本項の他の規定に関わらず、上記第(1)号又は第(2)号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：当初1,943円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されることがあり、以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第44回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株(2018年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は3.89%)、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,020,075,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。</p>
---	---

(後略)

<訂正後>

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019年6月28日、同年12月28日、2020年6月28日、2021年6月28日、2022年6月28日及び2022年12月28日(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第44回新株予約権)」において、個別に又は総称して「修正日」という。)の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i)当該修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。 (2) 上記第(1)号に関わらず、行使価額は、2020年12月28日及び2021年12月28日の各日を効力発生日として、同日以降、(i)当該効力発生日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。 (3) 本項の他の規定に関わらず、上記第(1)号又は第(2)号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：本欄第2項の記載に従い修正される。 4 行使価額の下限：当初1,943円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されることがあり、以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第44回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。) 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は525,000株(2018年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は3.89%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,033,005,750円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
---	--

(後略)